



鳥取県公報

平成28年 2 月19日 (金)
号外第 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 告 示 | 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (109) (経営支援課) 2 |
| | 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (110) (水産課) 2 |
| | 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (111) (〃) 5 |
| | 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (112) (〃) 5 |

告 示

鳥取県告示第109号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年2月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|--------|--|-------------|---|-------------|--|------------|--|---------------|--------|---|------------|---|-------------|--|-------------|--|------------|
| <p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>14年</u>以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が<u>年0.125パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>14年</u>を超え<u>15年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年<u>0.20パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.20パーセント</td> </tr> </tbody> </table> | 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.125パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.125パーセント | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.175パーセント | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.20パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.20パーセント | <p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年</u>以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が<u>年0.15パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.15パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年</u>を超え<u>12年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年<u>0.30パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.30パーセント</td> </tr> </tbody> </table> | 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.15パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.15パーセント | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.175パーセント | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.225パーセント | 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.30パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.30パーセント |
| 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.125パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.125パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>14年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.175パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.20パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.20パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利子補給率を上乗せする資金 | 上乗せする率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.15パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.15パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.175パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | 年0.225パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.30パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの | 年0.30パーセント | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

鳥取県告示第110号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年2月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による

利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|------------------|----------------|---|---|--|------------------|---|----------------|---|---|
| 1 規則第2条第1項の利子補給率 | | | | | 1 規則第2条第1項の利子補給率 | | | | |
| 漁業近代化 資金の種類 | 利子補給率 | | | | 漁業近代化 資金の種類 | 利子補給率 | | | |
| | 漁業近代化 資金の種類 | 法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 | 法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合 | 法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者(同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除。) | | 法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 | 漁業近代化 資金の種類 | 法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44年政 令 第 | 法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合 |

| | | | | | |
|-------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 209号。以下略という。)第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合 | | | | |
| 1 規則別表第1号の1に掲げる資金 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> |
| 2 規則別表第1号の2に掲げる資金 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> |
| 略 | | | | | |
| 4 規則別表第3号に掲げる資金 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> |
| 5 規則別表第4号に掲げる資金 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> |
| 6 規則別表第5号に掲げる資金 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> |
| 7 規則別表第6号に掲げる資金 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> |
| 8 規則別表第7号に掲げる資金 | - | - | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> |
| 9 規則別表第8号 | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年1.10パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> | <u>年0.6パーセント</u> |

| | | | | | |
|-------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 209号。以下略という。)第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合 | | | | |
| 1 規則別表第1号の1に掲げる資金 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> |
| 2 規則別表第1号の2に掲げる資金 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> |
| 略 | | | | | |
| 4 規則別表第3号に掲げる資金 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> |
| 5 規則別表第4号に掲げる資金 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> |
| 6 規則別表第5号に掲げる資金 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> |
| 7 規則別表第6号に掲げる資金 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> |
| 8 規則別表第7号に掲げる資金 | - | - | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> |
| 9 規則別表第8号 | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年1.05パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> | <u>年0.4パーセント</u> |

| | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|------------|----|----|---|----|----|------------|----|----|
| に掲げる 資金 | ント | ント | ント | ント | ント | に掲げる 資金 | ント | ント | ント | ント | ント |
| 2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 | | | | | | 2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 | | | | | |
| 利子補給率を上乗せする資金 | | | 上乗せする率 | | | 利子補給率を上乗せする資金 | | | 上乗せする率 | | |
| 規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | | | 年0.20パーセント | | | 規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.30パーセントの割合で利子補給金を交付するもの | | | 年0.30パーセント | | |

鳥取県告示第111号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成28年2月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成28年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 貸付利率 | 利子補給率 | 貸付利率 | 利子補給率 |
| <u>年0.40パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | <u>年0.60パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> |

鳥取県告示第112号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成28年2月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成28年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|------------|--------------------|--------------------|------------|--------------------|--------------------|
| 資金の種類 | 貸付利率 | 利子補給率 | 資金の種類 | 貸付利率 | 利子補給率 |
| 規則別表第3号の資金 | <u>年0.40パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | 規則別表第3号の資金 | <u>年0.60パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> |
| 規則別表第7号の資金 | <u>年1.050パーセント</u> | <u>年0.650パーセント</u> | 規則別表第7号の資金 | <u>年1.225パーセント</u> | <u>年0.625パーセント</u> |
| その他の資金 | <u>年0.40パーセント</u> | <u>年1.30パーセント</u> | その他の資金 | <u>年0.60パーセント</u> | <u>年1.25パーセント</u> |